

報告第107号

平成17年 月 日承認

総務・企画部会の事務事業詳細調整について

総務・企画部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成17年5月30日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

## 詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
1 総務・企画部会	2 総務分科会	1	選挙管理委員会の運営(委員の職務、開催及び運営、委員の報酬)
		11	不在者投票の管理執行(投票場所、施設不在者投票等)
		14	投票関係(投票区)
		17	投票関係(投票立会人の報酬)
		18	投票関係(ポスター掲示場の設置)
		19	投票関係(選挙公報の作成及び配布)
		24	開票関係(開票所)
		25	開票関係(選挙長、開票管理者等の選任及び報酬)
		29	監査委員
		38	市章関係事務
	3 公文書分科会	3	条例、規則、告示の公布手続
		7	個人情報保護制度
	4 法務分科会	5	固定資産評価審査委員会

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務
-----	-------	------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
1 選挙管理委員会の運営（委員の職務、開催及び運営、委員の報酬）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法の規定により、委員・補充員それぞれ4人とされており、議会の選挙により選任される。なお、同法の規定により、議会選出されるまでの間、合併市町村の選管委員の互選による暫定委員会を発足させるものとするが、法定協議会の中で事前の調整が求められる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暫定選挙管理委員会に関する事務手続について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方自治法施行令第4条第1項の規定により、新市設置後直ちに合併関係市町村の選挙管理委員の互選による暫定選挙管理委員4人の選任が必要となる。</li> <li>(2) 手続きとして同令第4条第2項の規定により、市長職務執行者において暫定選挙管理委員の「互選を行うべき場所及び日時」を通知する。</li> <li>(3) 互選により委員が決定した後、直ちに暫定選挙管理委員会を開催する。                 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 暫定選挙管理委員会開催予定日 平成18年1月1日</li> <li>イ 議事                     <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 委員長の選挙</li> <li>(イ) 選挙期日の決定</li> <li>(ウ) その他</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 新市選挙管理委員会委員報酬額             <ul style="list-style-type: none"> <li>委員長及び委員の報酬については、特別職報酬等を参考にし決定する。</li> </ul> </li> </ol>	

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務
-----	-------	------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
11 不在者投票の管理執行（投票場所、施設不在者投票等）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不在者投票場所の位置については、選挙人の利便性を図るため人的対応も考慮のうえ、合併前の不在者投票場所を存続させる。その場合の二重投票防止対策として、地域限定とするか、それらのオンライン化を図る。</li> <li>・不在者投票済の投票の処理については、指定投票区の設置の方向で検討する。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 オンライン化について                     <p>期日前投票済者又は不在者投票済者の相互間及び期日前投票所間の二重投票を防止するため、住民基本台帳システムにリンクした「期日前投票・不在者投票管理システム」の導入を図る。</p> </li> <li>2 期日前投票について（従前の名簿登録地における不在者投票）                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 期日前投票所については、合併関係10市町村ごとに各1か所設けることとし、そのうち合併前の津市の区域内に設置される期日前投票所については、すべての合併関係市町村の選挙人による投票を可能とし、その他の合併関係市町村の区域内に設置される期日前投票所については、その地域限定により当該住所地でのみ投票を可能とする。</li> <li>また、期日前投票については、各期日前投票所で投票を実施後、投票日の前日まで同投票所で当該投票箱を保管する。</li> <li>(2) 期日前投票に係る選挙人名簿抄本の整理は、「期日前投票・不在者投票管理システム」による消込みを行うほか、投票用紙交付済みシールの貼付を行い、投票日の前日に正副抄本への照合事務を行う。</li> <li>また、投票日当日には、期日前投票済の投票について、開票所へ送致を行う。</li> <li>(3) 期日前投票に係る一般職員の事務従事については、任命権者による従事命令により行う。</li> </ol> </li> <li>3 不在者投票について                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定施設における不在者投票、郵便等投票、遠隔地における不在者投票については、原則として新市の選挙管理委員会において申請・請求・受付・交付事務を行う。ただし、郵便等投票事務などにおける申請の受付については、合併後の各総合支所においても行うこととし、受け付けた申請書は、速やかに新市の選挙管理委員会に送付する。</li> <li>(2) 不在者投票の送致については、指定投票区制度を導入し、関係投票区の不在者投票を一括して指定投票区へ送致することにより処理を行う。</li> <li>(3) 不在者投票に係る選挙人名簿抄本の整理は、期日前投票の処理と同様に「期日前投票・不在者投票管理システム」による消込みを行うほか、投票用紙交付済みシールの貼付を行うなど投票日の前日に正副抄本への照合事務を行う。</li> <li>(4) 不在者投票の事務従事者については、期日前投票事務に従事する職員をもって充てる。</li> </ol> </li> <li>4 期日前投票・不在者投票の投票期間・投票時間について                     <p>設置選挙における期日前投票所及び不在者投票所に係る投票の期間及び投票の時間は、すべての投票所において、告示日の翌日から選挙の期日の前日までの間及び午前8時30分から午後8時までとし、投票期間及び投票時間の繰り上げは行わないものとする。ただし、設置選挙後に執行される選挙に係る期日前投票の投票期間及び投票時間の繰り上げについては、設置選挙の執行状況を勘案の上、新市の選挙管理委員会において審議する。</p> </li> </ol>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務
区 分	統一時期	調整結果	備 考
		<p>5 衆議院議員選挙の取扱いについて</p> <p>(1) 指定投票区(不在者投票を送致する投票区)の指定</p> <p>ア 選挙区が1区と4区に分割されることから、2か所の投票区を指定する。</p> <p>イ 1区(津市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町)については、現行津市の第2投票区とする。 (現行津市第2投票区:津市立養正小学校)</p> <p>ウ 4区(久居市・香良洲町・一志町・白山町・美杉村)については、現行久居市の第1投票区とする。 (現行久居市第1投票区:久居市役所)</p> <p>(2) 期日前投票 期日前投票については、開票区が1区及び4区に分割されることにより、各合併関係市町村の期日前投票所で投票を実施後、設置選挙と同様の処理を行い、投票日当日にはそれぞれの選挙区に係る開票所へ送致する。</p> <p>(3) 不在者投票 基本的に他の選挙と同様、新市の選挙管理委員会で申請・請求・受付・交付事務を行うこととする。投票区ごとに区分された不在者投票について、1区・4区の区分を行い選挙人名簿との照合を経て、1区・4区についてそれぞれ指定された投票区へ関係投票区の不在者投票を送致する。</p> <p>6 県議会議員選挙の取扱いについて 県議会議員選挙の取扱いについては、当該選挙の執行時に、新市の区域において、なお複数の選挙区が存する場合にあっては、衆議院議員選挙の例による。</p>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務																						
区 分	統一時期	調整結果	備 考																						
14 投票関係（投票区）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・既存の投票区の現状維持を基本とするが、選挙の種類等も勘案のうえ、地域の実情に配慮しつつ再編成する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 投票区の設置について 設置選挙時においては、現行投票区により実施するものとするが、選挙人の利便性に配慮しつつ、投票区の統合・分割について検討を進める。</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>津市</td><td style="text-align: right;">46 箇所</td></tr> <tr><td>久居市</td><td style="text-align: right;">22 箇所</td></tr> <tr><td>河芸町</td><td style="text-align: right;">8 箇所</td></tr> <tr><td>芸濃町</td><td style="text-align: right;">5 箇所</td></tr> <tr><td>美里村</td><td style="text-align: right;">3 箇所</td></tr> <tr><td>安濃町</td><td style="text-align: right;">4 箇所</td></tr> <tr><td>香良洲町</td><td style="text-align: right;">3 箇所</td></tr> <tr><td>一志町</td><td style="text-align: right;">16 箇所</td></tr> <tr><td>白山町</td><td style="text-align: right;">10 箇所</td></tr> <tr><td>美杉村</td><td style="text-align: right;">15 箇所</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">132 箇所</td></tr> </table> <p>2 投票区の番号について 投票区の設置順序は、衆議院議員選挙の選挙区を考慮し、1区に属する津市の投票区を第1投票区から番号を付置し、以下河芸町、芸濃町、美里村、安濃町の順とし、次いで4区に属する久居市、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の順とする。</p>	津市	46 箇所	久居市	22 箇所	河芸町	8 箇所	芸濃町	5 箇所	美里村	3 箇所	安濃町	4 箇所	香良洲町	3 箇所	一志町	16 箇所	白山町	10 箇所	美杉村	15 箇所	計	132 箇所	
津市	46 箇所																								
久居市	22 箇所																								
河芸町	8 箇所																								
芸濃町	5 箇所																								
美里村	3 箇所																								
安濃町	4 箇所																								
香良洲町	3 箇所																								
一志町	16 箇所																								
白山町	10 箇所																								
美杉村	15 箇所																								
計	132 箇所																								
17 投票関係（投票立会人の報酬）	合併と同時	<p>詳細事項調整結果</p> <p>1 投票立会人の報酬 投票立会人については、公職選挙法上2人以上5人以下の選任が規定され、また、従事については長時間（実質6時30分～20時30分）となることから、交代が認められていることもあり、1日の投票に従事する時間（約14時間）を2人が交代で従事するものとし（1人の従事時間数7時間）、それぞれ2名の選任（延べ4人の選任）を行う。 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。（1日当たり7時間を基本とする。）</p> <p>2 投票管理者の報酬 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</p> <p>3 期日前投票の投票立会人の報酬 期日前投票については、投票日より勤務時間が短いことから、一日勤務とし、投票当日の投票立会人とのバランスを考慮し、報酬は特別職報酬等を参考にして決定する。</p> <p>4 期日前投票の投票管理者の報酬 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</p>																							

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務
-----	-------	------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
18 投票関係（ポスター掲示場の設置）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容                      ・公職選挙法施行令第111条第3項に定める基準に従い、各投票区の特徴を考慮して設置するものとする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポスター掲示場の設置基数について                          新市においても、公職選挙法施行令に定める設置基準により、設置に努める。（現行総数896基）</li> <li>2 ポスター掲示場の設置場所の調査及び調査員の委嘱等                          （1）市議会議員選挙にあつては、相当数の立候補者が見込まれ、掲示場の延長が相当長くなる（4段88区画約12m及び市長選用）ことから、事前の設置場所調査に係る調査員を委嘱するなど、特に市街地での設置可能場所の早期調査等を実施する。                          （2）合併までの早い時期に、各合併関係市町村において調査を実施するとともに設置場所の所有者の承諾、依頼状の発送等を行い、設置場所を確定する。                          （3）設置場所の位置図については、様式を統一して立候補予定者に配布する。</li> <li>3 減数設置について                          選挙人の利便性に配慮しつつ、ポスター掲示場の設置場所の確保等に努める中、各投票区における設置箇所数について投票区間の相互変更や掲示場の総数の減数設置についての検討を進める。</li> </ol>	
19 投票関係（選挙公報の作成及び配布）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容                      ・議会議員、首長選挙において選挙公報を発行することとし、条例、規程等を定めることとする。                      ・配布方法等について、新聞折り込みを基本として未購読者への対応、各地域の状況を勘案し、郵送などの方法を考慮のうえ、調整する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 選挙公報の発行について                          市長及び市議会議員選挙時において選挙公報を発行する。</li> <li>2 選挙公報の配布方法について                          （1）配布方法                              人口規模、新市域を考慮し、新聞折込みとする。                          （2）折込みの実施方法                              折込みセンターと事前の調整を行った上で、新市域全世帯への配布を行う。                          （3）新聞未購読者等の対応について                              新聞未購読者については、郵送、各公共施設等における公報補完箱の設置等により対応を行う。</li> </ol>	

# 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務
-----	-------	------	----

区 分	統一時期	調整結果	備 考
24 開票関係（開票所）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開票所として合併後のどの地域からでも、投票箱等用品の搬送、事務効率、距離間等総合的に勘案して場所の決定をする。</li> <li>・投票所から開票所までの距離、時間に問題があれば、投票時間の繰り上げとともに合併直後の選挙等においては、複数の開票区での実施も検討する。また、開票所への搬送に係る交通安全面の確保についても検討する。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開票所について 開票所は、公職選挙法の規定により、市役所又は選挙管理委員会の指定した場所に設けるものとされ、原則として市町村の区域を通じて一つの開票区とされることから、各投票所からの投票箱を始め事務書類の搬送距離、会場の広狭、事務の効率性等を総合的に勘案して決定する。</li> <p style="margin-left: 20px;">候補地 安濃町体育館</p> <li>2 衆議院議員選挙等における開票所 衆議院議員選挙においては、選挙区が1区と4区に分断されていることに伴い、開票所も分割を余儀なくされることになる。1区及び4区それぞれの開票区について各投票所からの投票事務書類の搬送距離、事務の効率性等を総合的に勘案して開票所の設置を行う。 また、県議会議員選挙の取扱いについては、当該選挙の執行時に、新市の区域において、なお複数の選挙区が存する場合にあっては、衆議院議員選挙の例による。</li> <li>3 開票所への投票箱等の搬送について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 投票箱等の開票所への搬送に係る安全性確保の面から、原則としてタクシーによる搬送を行う。</li> <li>(2) 遠隔地においては、公用車等の活用も考慮し、効果的な体制により搬送を実施する。</li> <li>(3) 原則として、私用車は使用しないこととする。</li> </ol> </li> </ol>	



## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	総務
区 分	統一時期	調整結果	備 考
25 開票関係（選挙長、開票管理者等の選任及び報酬）	合併と同時	<p>詳細事項調整結果</p> <p>1 選挙長、開票管理者の選任及び報酬 選挙長及び開票管理者については、合併関係市町村全てが選挙管理委員会委員長又は委員をもって選任しており、引き続き現行どおり選任する。 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</p> <p>2 選挙立会人、開票立会人の選任及び報酬 選挙立会人及び開票立会人については、公職選挙法において候補者からの届出による者又は選挙長若しくは選挙管理委員会の選任による者とされ、合併関係市町村全て同様の取扱いを行っており、現行どおりとする。 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</p>	
29 監査委員	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の定数は、地方自治法の規定に基づき、政令に定める市（人口25万人以上の市）は4名、その他の市は3名となっている。</li> <li>・委員の選任については、議会の同意が必要とされる。なお、議会の選任同意を得るまでの間は、監査委員は不在となる。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 監査委員の定数は、4人（識見を有する者2人又は3人、議員2人又は1人）とする。</p> <p>2 監査委員の選任手続きについて 監査委員の選任については、市長職務執行者は監査委員を選任すべきでないとされていることから、新たに選挙により選出された市長が議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから選任する。</p> <p>3 監査委員に係る給料及び報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）常勤の監査委員 給料については、特別職報酬等を参考にして決定する。</li> <li>（2）非常勤の監査委員（識見を有する者） 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</li> <li>（3）議会選出の監査委員 報酬については、特別職報酬等を参考にして決定する。</li> </ul>	
38 市章関係事務	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市において、新たに定めるものとする。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>新市の市章については、公募し、合併と同時に制定する。</p>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	公文書
区 分	統一時期	調整結果	備 考
3 条例、規則、告示の公布手続	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併と同時に新市の公告式条例を制定する。</li> <li>・公告式条例、公文例規程等に基づく具体的な事務手順、形式等について調整する。</li> <li>・掲示場の設置については、合併までに設置数を調整する。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例及び規則（議会の会議規則及び傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則を含む。以下同じ。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長等が署名することとする。</li> <li>2 条例及び規則を除くほか、規程（市の機関の定める規程を含む。以下同じ。）等を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名等を記入して市長印等を押すこととする。</li> <li>3 条例、規則及び規程等の公布及び公表は、津市役所前の掲示場に掲示してこれらを行うこととする。</li> <li>4 上記掲示場の数は、1か所のみとする。</li> <li>5 上記掲示の内容については、インターネット版新市公報に登載するとともに、その内容を印刷し、これを本庁及び各総合支所等において閲覧用として備え置くこととする。</li> </ol>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	公文書
区 分	統一時期	調整結果	備 考
7 個人情報保護制度	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・国の個人情報保護法の制定をうけ、内容の整合を図りながら調整する。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果 個人情報保護制度については、国における取扱いを勘案し、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に則して、次のとおり整理・調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報の保護についての基本的事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施機関等の責務を明らかにする。</li> <li>(2) 個人情報の取扱いの制限について定める。</li> </ol> </li> <li>2 自己情報の開示、訂正、利用停止等に関する事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己情報の開示、訂正、利用停止等の請求に係る手続等を定める。</li> <li>(2) 不服申立てに係る諮問等について定める。</li> <li>(3) 出資法人の講ずる措置、苦情処理等について定める。</li> <li>(4) 罰則について定める。</li> </ol> </li> <li>3 情報公開・個人情報保護審査会 新市情報公開条例及び新市個人情報保護条例に基づく不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて調査審議するため、新市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査会の委員は5名以内とし、任期は2年とする。</li> <li>(2) 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱任命する。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 学識経験を有する者</li> <li>イ 識見を有する者</li> <li>ウ その他市長が必要と認める者</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>4 自己情報の開示請求等の窓口等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開示請求等の受付及び自己情報の開示に係る事務については、本庁主管課及び各総合支所総務課等で行う。</li> <li>(2) 自己情報の開示・不開示の決定については、その判断の統一性等を図る必要から本庁の総務課及び主管課に合議する。</li> <li>(3) 窓口等での事務対応の統一性等を図るため、個人情報保護制度の手引を整備するとともに、適宜研修等を実施する。</li> </ol> </li> </ol>	

## 事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	総務・企画	分科会名	法務
<b>区 分</b>	<b>統一時期</b>	<b>調整結果</b>	<b>備 考</b>
5 固定資産評価審査委員会（暫定委員の選任について）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・審査機関としては、今後ますます専門性を要求されるため、そうした点に重点を置いて選任する。</p> <p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 固定資産評価審査委員会設置の根拠及び目的 地方自治法第180条の5第3項第2号及び地方税法第423条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置しなければならない執行機関である。</p> <p>2 委員の定数及び選任 定数については、地方税法第423条第2項の規定により、3人以上とし、条例で定めることとなっており、新市の委員の定数は6人とし、新市固定資産評価審査委員会条例で定める。 委員の選任は、地方税法第423条第3項の規定により、住民、納税義務者又は固定資産評価に係る学識経験者の内から、議会の同意を得て市長が選任する。</p> <p>3 新市設置に係る委員の選任（暫定委員の選任） （1）新市設置に係る固定資産評価審査委員会の委員については、合併関係市町村の委員の中から暫定委員を選任することとなっている（地方税法第423条）ことから、市長職務執行者が現在の委員のなかから6人を選任する。 （2）暫定委員の選任については、専門性に配慮するものとし、地域性、人口割、過去の審査申出件数を加味し、津市から3人、久居市から1人、安芸郡から1人、一志郡から1人とする。</p>	